

「学校保健の現況について」

栃木県教育委員会事務局健康福利課保健給食担当 指導主事 大森 和枝

1 はじめに

2 「四肢の状態」の検査について

- 「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的規準の補足的事項について」四肢の状態については、保健調査票の記載内容、学校における日常の健康観察の情報等を参考に、入室時の姿勢・歩行の状態等に注意して、学業を行うのに支障がある疾病及び異常の有無を確認すること。

① 学校における検査項目・手順の確認・練習

② 家庭における健康観察（保健調査）

③ 学校における健康観察

（学級担任、体育担当教諭、部活動、クラブ活動顧問、養護教諭等）

- ・ 日常の健康観察において保健調査項目をチェック
- ・ 保健調査票においてチェックがある項目の観察

養護教諭は保健調査票、学校での日常の健康観察等の整理された情報を健康診断の際に学校医に提供

④ 健康診断（学校医による内科検診）

- ・ 学業を行うのに差し支えがあるような疾病・異常をスクリーニング
- ・ 必要に応じ専門医の受診を指示

⑤ 「結果のお知らせ」通知

⑥ 医療機関受診（2次医療機関での診察）

1. 通院不要・次年度の運動器検診で再チェック必要
2. 2次医療機関で経過観察（通院）
3. 2次医療機関で治療
4. 3次医療機関紹介・受診

3 感染症対応について

4 その他